

新潟地震 海から2m津波

## 都市・地域再生等利用区域の制度概要

- ・駐車場問題
- ・使用水処理
- ・トイレ問題

### 河川右左岸のバランス

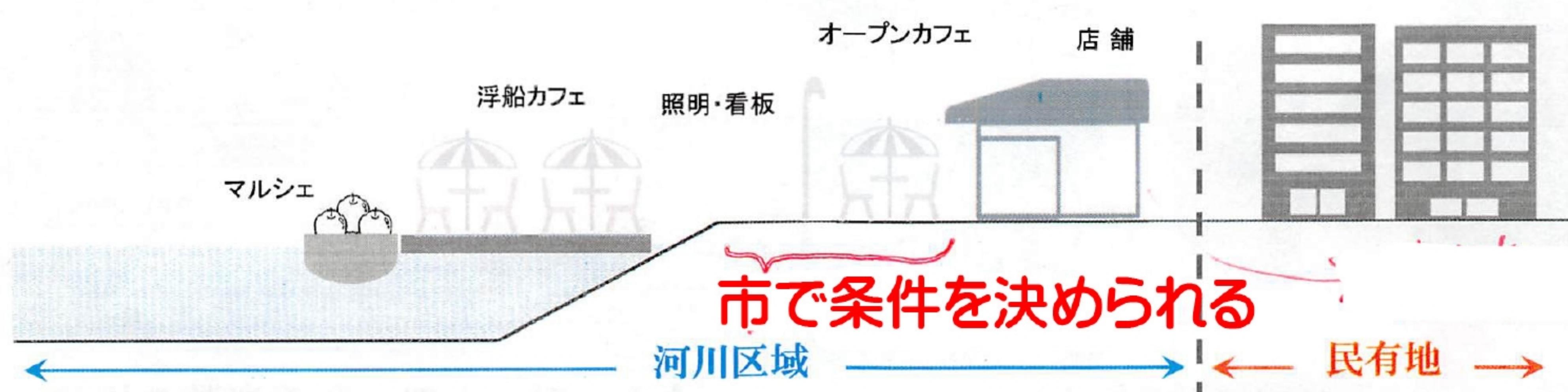
水質が良くなっている  
汚水処理ができている

大河津分水 関谷分水 で流量調整ができている

民間資本等による地域の核となる賑わい空間創出の取組(占用許可準則の緩和) 国土交通省

【H23.3 準則改正】  
河川占用許可  
柔軟化

▼条件「都市・地域再生等利用区域指定」  
全国で民間事業者の企業活動(商売)が可能に!



【H11.8 準則改正】

占用施設  
公園、運動場、橋梁  
送電線など公共的なもの

占用主体  
地公体・公益事業者

【H16.3 通知(特例措置)】

社会実験  
対象 8河川  
占用施設  
①広場・イベント施設 等  
(一体をなすオープンカフェ、照明音響看板)  
②日よけ、船上食事施設、突出看板

占用主体  
①公的主体  
②公的主体、民間事業者

【H23.3 準則改正】

本施行  
全国の河川  
占用施設  
①同じ  
②同じ  
占用主体  
①公的主体、民間事業者  
②公的主体、民間事業者

(都市・地域再生等利用区域の指定等)

## 【河川敷地占用許可準則】

## 第二十二

□ 河川管理者は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域(以下「都市・地域再生等利用区域」という。)を指定することができる。

2 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針(以下「都市・地域再生等占用方針」という。)及び当該施設の占用主体(以下「都市・地域再生等占用主体」という。)を定めるものとする。

3 都市・地域再生等占用方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設及びその許可方針を定めるものとする。

## 一 広場

## 二 イベント施設

## 三 遊歩道

## 四 船着場

## 五 船舶係留施設又は船舶上下架施設(斜路を含む。)

六 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等

## 七 日よけ

## 八 船上食事施設

## 九 突出看板

## 一〇 川床

## 一一、その他都市及び地域の再生等のために利用する施設(これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。)

4 都市・地域再生等占用主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者を定めるものとする。

## 一、第六に掲げる占用主体

二、営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの

## 三、営業活動を行う事業者等

5 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定(都市・地域再生等占用方針の策定及び都市・地域再生等占用主体の指定を含む。第7項において同じ。)をしようとするときは、あらかじめ、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用などにより地域の合意を図らなければならない。

6 都市・地域再生等利用区域は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が当該河川敷地を占用することにより治水上又は利水上の支障等を生じることがない区域でなければならない。

7 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

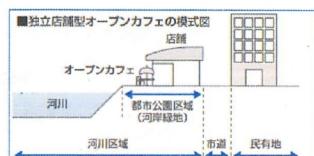
## 規制緩和と民間活力による地域活性化（京橋川：広島市）

民間事業者による河川敷地での営利活動を可能にする河川敷地占用許可準則の緩和により、広島市の京橋川では、平成17年10月に全国で初めて常設(独立)店舗を設置する等、河畔空間を活用した民間企業によるオープンカフェの出店やイベントの開催等によって、にぎわいのある水辺を創出。

## 取組以前

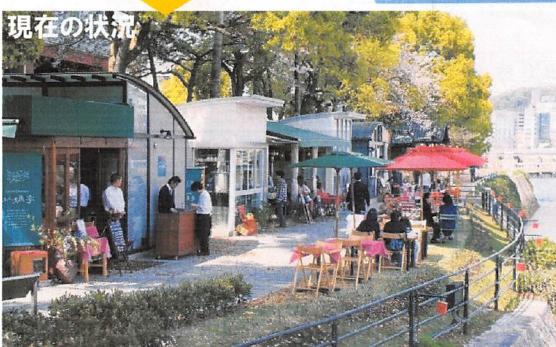


## 【協議会による占用のしくみ】



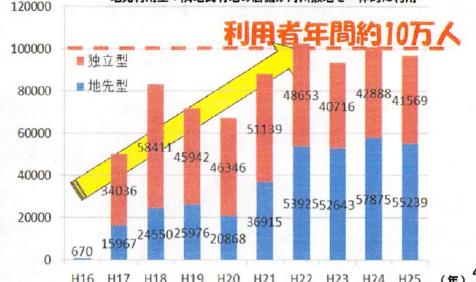
(Xキーのポイント)  
・民間資金による公共空間整備の実現(利益の社会還元)  
・出店者の社会的活動により、地域との賑わいをつくる【地域貢献(ソフト)】  
・民間団体の公益性的な活動を導く【地域貢献(ハード)】

## 現在の状況



## 【オープンカフェ利用者数の推移】

独立店舗型：河川敷地に新たに店舗そのものを設置  
地先利用型：隣地民有地の店舗を河川敷地を一体的に利用



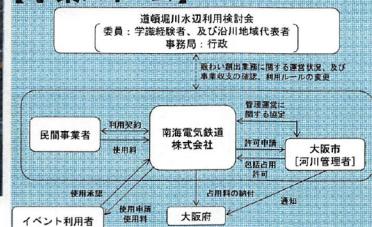
利用者年間約10万人

民間事業者による河川敷地での営利活動を可能にする河川敷地占用許可準則の緩和により、大阪市の道頓堀川では、大阪市と民間企業による川の両岸の遊歩道（とんぼリバーウォーク）の整備や船着場の整備に合わせ、オープンカフェの設置やイベントの開催等によって、にぎわいのある水辺を創出。

## 【取組以前】



## 【事業スキーム】



## 【断面模式図】

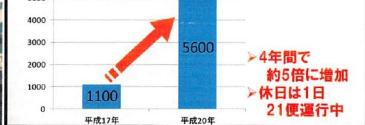


## 【取組の効果】

入り口が河川側を向いている店舗数の推移



観光遊覧船の船着場利用回数(回/年)



## 現在の状況



【入り口が河川側を向いている店舗の例】



【イベントの開催】

5